

# 広報 ぼうさい

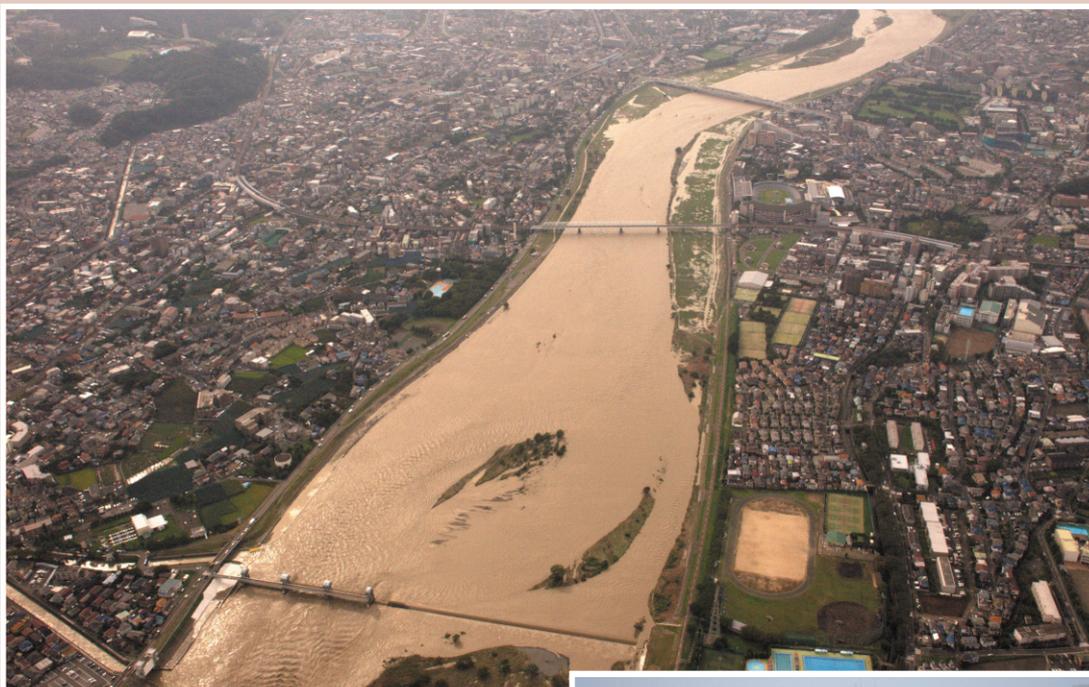
DISASTER MANAGEMENT NEWS

## 特集：中央省庁業務継続ガイドライン

災害報告 平成19年台風第5号および第9号による被害  
シリーズ「一日前プロジェクト」(第1回)

平成19年台風第9号

はん濫危険水位を超えた多摩川



崩落した国道1号西湘バイパス

写真提供：中日本高速道路(株)



写真提供：関東地方整備局 京浜河川事務所

# 新潟県中越沖地震が教えていること



NHK解説主幹  
山崎 登

**私**は、NHKで災害と防災を担当する解説委員をしている。地震や水害などで大きな災害がでると、ただちに現場に出かけて行くことが多く、被害が広がった要因や過去の教訓は正しく活かされたかなどを取材している。

今年7月16日に起きた「新潟県中越沖地震」でも、地震直後に現地に入ったほか、3週間経った8月上旬にも取材したが、この地震は今後の防災対策を考える上でいくつかの教訓を残していると思う。

一つは、今後の防災対策にとって地域の防災の力を高めることが不可欠ということだ。今回の地震では多くの住宅などが壊れたが、地域の住民同士の協力でガレキの中から救助された人が何人もいた。また、高齢者や障害者など災害時要援護者の安否確認や素早い避難、その後の避難所や仮設住宅の暮らしでも、地域のつながりを活かすことが重要になっていた。柏崎市の防災担当者は「地域の力は災害対応の様々な面に影響し、避難所の運営も、自主防災組織などがあるところは、そうでないところに比べて、早い段階からスムーズだった」と話していた。こうした取材からみえてくるのは、地震の発生直後の救助や安否確認などの対応から避難生活にいたるまで、地域の防災の力がとても大切だということだ。

二つ目は、住宅など建物の耐震化を現実的に進める必要があるということだ。今回の地震では9人が壊れた住宅の下敷きになって亡くなったが、幸いにも救助された人もいた。そうした住宅を取材するとペシャンコにならずに、1箇所だけでも壊れないで空間ができていたケースが目立った。

12年前の阪神・淡路大震災以降、古い住宅の耐震補強の重要性が叫ばれながら、いまだに全国の住宅の4軒に1軒は、現在の耐震基準を満たしていないとみられている。古い住宅の耐震補強工事には100万円から数百万円の費用がかかり、年金暮らしの高齢者などには負担が大きい。

そこで、費用を抑えるために、東京の墨田区などが取り組み始めている住宅を部分的に補強し、家の中に1箇所でも安全なスペースを確保する対策の重要性がわかる。加えて、10月1日から気象庁が一般に向けて発表する緊急地震速報を上手に利用する可能性がみえてくる。緊急地震速報は、地震で大きな揺れが襲ってくる前に、揺れがくることを知らせる新しい情報で、直下地震の震源近くでは間に合わないが、周辺地域であれば効果が期待できる。つまり、緊急地震速報を受けたら、住宅の中に確保した安全なスペースに避難するという対策を進めたらどうかということだ。新しい情報を組み合わせて、命を救う現実的な対策を考えて欲しいと思う。

**災**害の経験を次に活かすのは、防災対策を考える上での基本だ。多くの地震の専門家が日本列島の地震活動は活発な時期に入ったとみていて、今回と同じくらいの地震は、いつどこで起きてもおかしくない指摘している。

3年前の新潟県中越地震に続いて、再び大きな地震に見舞われた被災地の教訓と課題を、国はむろんのこと全国の自治体や地域の対策に活かして欲しいと思う。

(中央防災会議「首都直下地震避難対策等専門調査会」委員)  
(中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」委員)

平成19年（2007年）新潟県中越沖地震 →本文P10 参照



■被災された方々をお見舞いになる天皇后両陛下（8月8日）



写真提供：新潟県

台風第5号による被害 →本文P8 参照

被災前



被災後



写真提供：宮崎県

■宮崎県日之影町網の瀬川

台風第9号による被害 →本文P9 参照



■孤立した群馬県南牧村：道路の崩落状況



■復旧工事のまよう

写真提供：群馬県

防災フェア2007 in きょうとを開催 →本文P15 参照



■溝手前防災担当大臣等によるテープカット（8月24日：京都市）

# 中央省庁業務継続ガイドラインについて

## 中央省庁業務継続ガイドラインの背景と目的

首都直下地震が発生した場合には、膨大な人的・物的被害が発生するとともに、わが国の首都中枢機能に障害を与え、わが国全体の国民生活および経済活動に甚大な影響を及ぼすおそれがあります。このため、政府は、地震防災対策を進めるために、首都直下地震対策大綱（平成17年9月）、首都直下地震応急対策活動要領（平成18年4月）および首都直下地震の地震防災戦略（同年4月）を策定し、首都直下地震対策を強力に推進してきたところです。

中央省庁は地震発生後における国家的判断や広域的調整の中心的役割を果たす組織であり、発災後、直ちに災害応急対策業務を開始するとともに、被災状況に応じて速やかな実施が必要となる他の緊急業務に着手することが必要です。一方で、首都直下地震が発生した場合、発災地が首都地域であることから中央省庁も被災することが予想されますが、中央省庁は、平常時から国家機能、国民生活および経済活動等に係る重要な業務を担っている組織でもあることから、被災した場合でも、一定範囲の通常業務はその継続が強く求められます。

首都直下地震対策大綱等において、首都中枢機関は事業継続計画（BCP, Business Continuity Plan）の

策定が施策として位置づけられたところであり、また、民間企業においても、BCP策定の促進を図っていくこととしています（日本の大企業の22%（平成16年）、アメリカの主要企業の56%（平成15年）でBCPを策定済み：「首都直下地震の地震防災戦略」（平成18年4月中央防災会議決定）等より）。

中央省庁においても、首都直下地震のような大規模災害が発生した場合に想定される支障を緩和・解消し、国民の安全・安心を確保するためには、業務継続計画を策定し、業務継続力の向上を図る必要があります。このため、内閣府（防災担当）は、平成19年6月21日付で、「中央省庁業務継続ガイドライン」（以下、ガイドライン）を策定しました。

## 業務継続計画とは

業務継続計画とは、大規模災害が発生し、ヒト、モノ、情報およびライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時に優先させるべき業務（非常時優先業務、図1）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、図2に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、適切な業務執行を行う

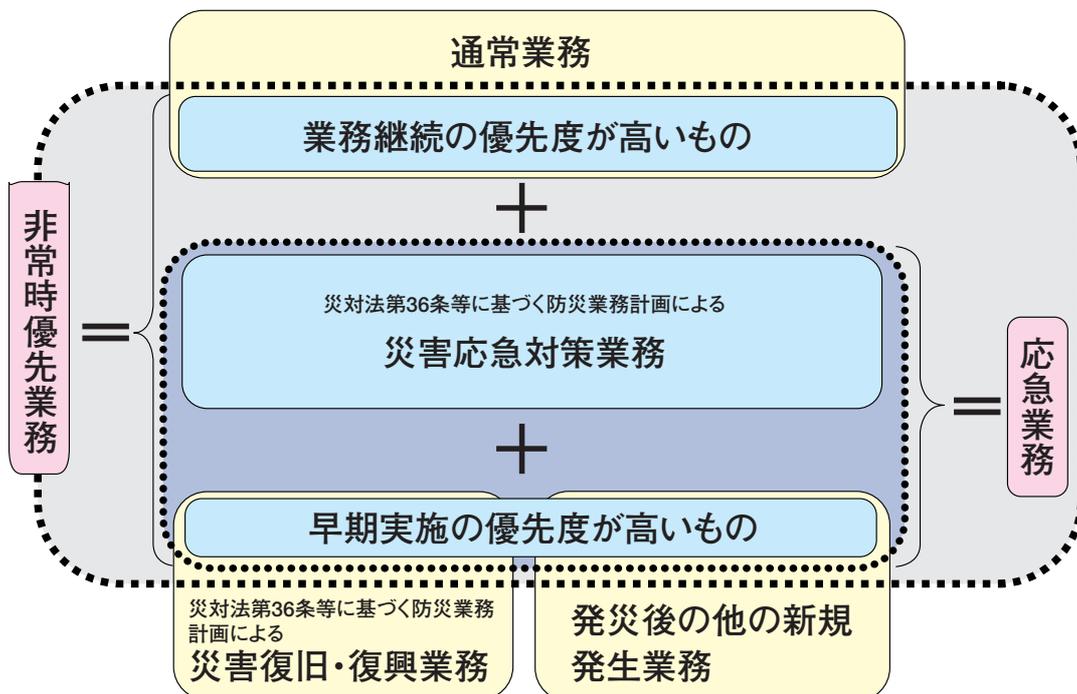


図1 応急業務と非常時優先業務の概念図

ことを目的とした計画です。

ガイドラインでは、計画策定の対象組織を、中央省庁の「本省庁またはその機能を代替する防災基地等」としています。また、対象とする危機的事象については、「首都直下地震」を基本とするとしています。

なお、民間企業等の事業継続計画（BCP）との関係については、両者は、基本的には共通する部分が多いが、民間企業のBCPの場合には、従前の生産活動等をいかに早く回復するかといった点が計画の中心となる場合が多いのに対して、中央省庁の業務継続計画の場合には、世の中で発生するさまざまな被害や波及影響に対応した行政施策を緊急的に新たに実施していく業務（応急業務）が、計画の中心となる場合が一般的です。また、中央省庁の業務継続計画では、計画検討のアウトプットとして、非常時優先業務の業務継続の円滑化、容易化の面から政省令・規則等の改正および法律の改正提案も含まれ得ることが大きな特徴となっています。

### 業務継続計画策定の流れ

ガイドラインでは、非常事態下で優先すべき業務を抽出し、業務実施に際して必要となる資源や、業務実施の前提条件となる外部のサービス等について、その不足や遅れによって支障が生じるおそれがないかをチェックし、「アキレス腱」となる部分が確認されれば、改善対策を検討・実施することを述べています。計画の策定から運用までの流れについては、図3のように

示されます。業務継続計画策定は、ほとんどの省庁にとって初めての取組であり、各省庁が業務継続計画を策定するに際して必要な検討の要点を幅広く示し、具体的実施手法を豊富に盛り込んでいるのが特色です。

計画策定に向けて、まずは、中央官庁街が震度6強の地震に襲われた場合の被害状況を想定するとともに、社会的にどのような行政対応が必要であるかを考える。次に、各省庁の業務を一定のくくりで区分し、それぞれについて業務の実施時間が遅くなった場合の影響の大きさを評価し、発災時に優先すべき非常時優先業務を選定する。さらに、職員や庁舎、電気、トイレ、通信など、業務の実施上必要となる基幹的資源の確保状況等を確認するとともに、選定された各非常時優先業務について、業務を構成する個々のプロセスについての分析や、サプライチェーンに関する分析を通じて、業務の遅延やレベル低下の原因となる要因を洗い出す。このようなボトルネック要因を解消するために、代替施設、人的資源やライフラインの確保、データのバックアップ、通信回線等の回線の多重化、制度的改善、指揮命令系統の確立など、幅広い対策を検討する。これらを踏まえて、計画を決定します。

### 今後の取組

本年6月の中央防災会議において、内閣総理大臣より、「首都直下地震等の災害時にも政府中枢機能を維持できるよう、各省庁は業務継続計画の策定を積極的に推進してもらいたい」と指示があり、また、この会

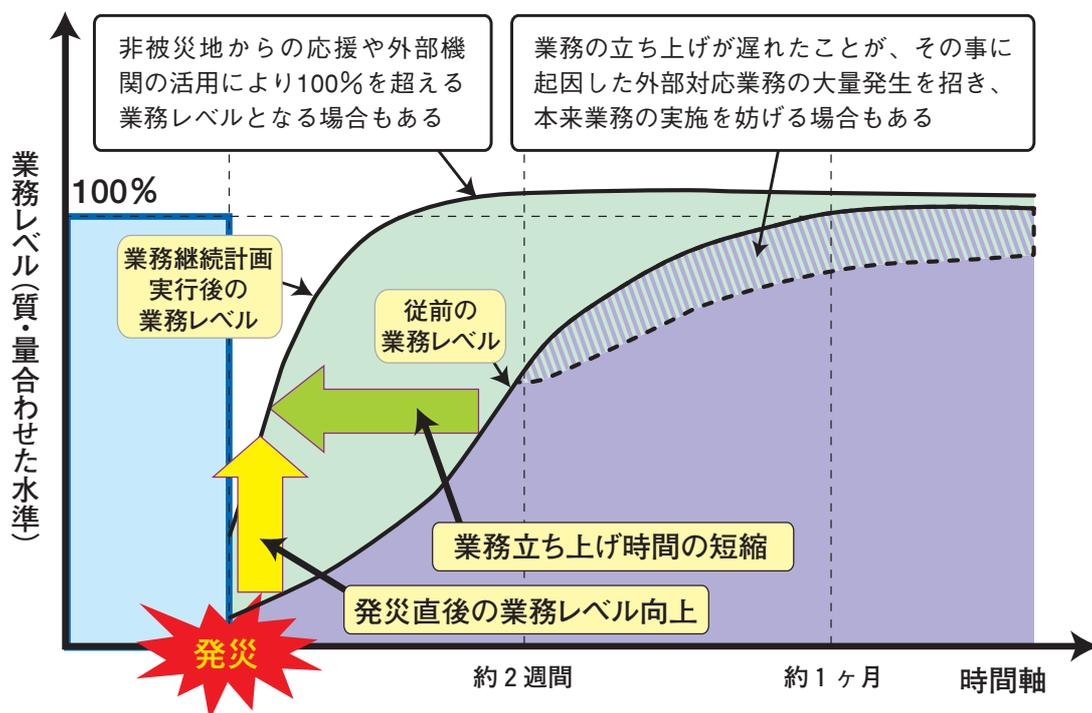


図2 業務継続計画の実践に伴う効果の模式図

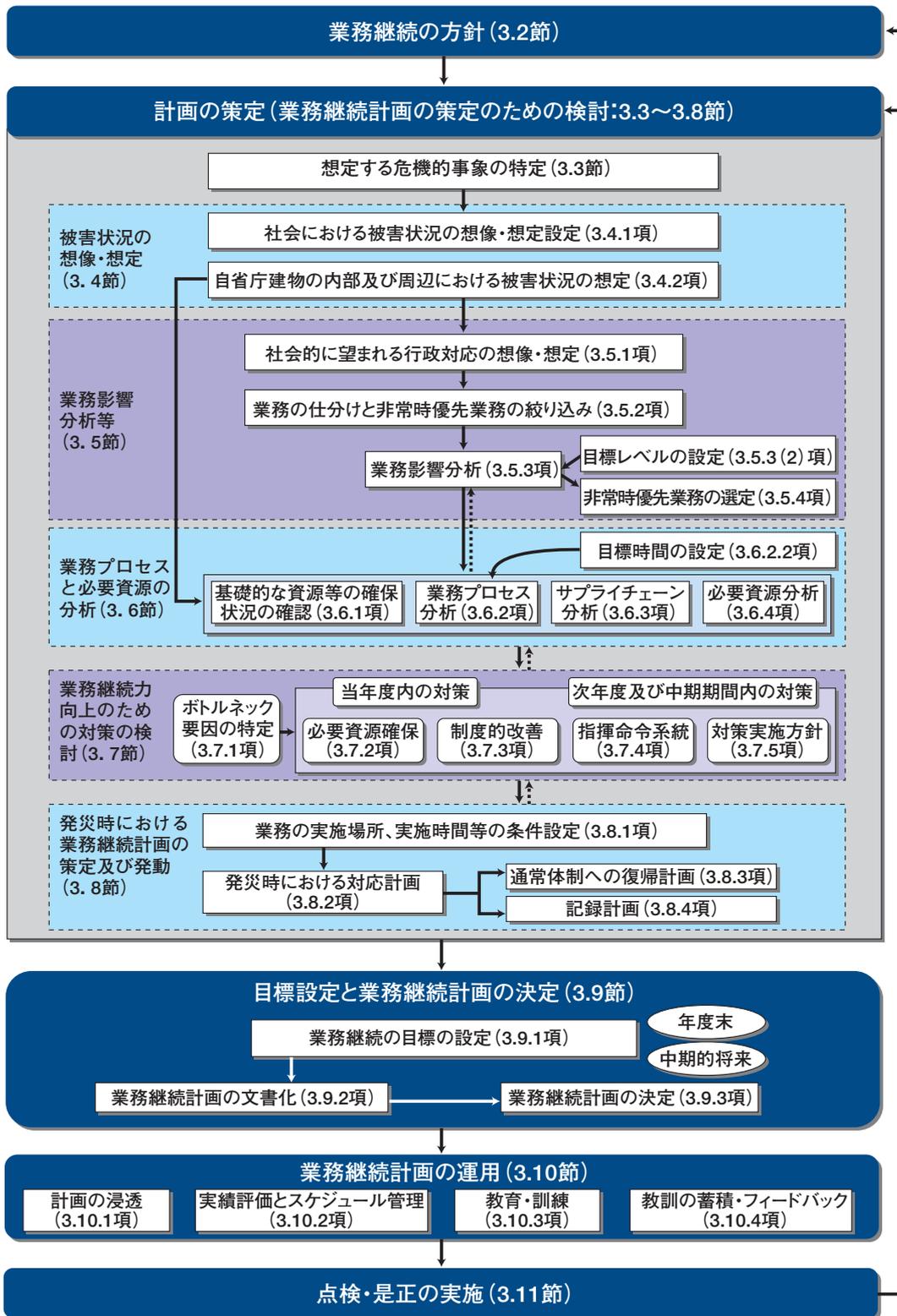
議において、各省庁は、おおむね一年程度を目途に計画を策定することを確認したところです。

業務継続計画は、最初から完全なものができるわけではありません。各省庁において、まずは初期の業務継続計画を策定しますが、さらに、訓練や計画のテスト・実行等を通じてその問題点を洗い出し、課題

の検討を行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するという継続的改善により、徐々に内容の充実を図りながら、首都直下地震等の危機的事象への対応力を高めていく予定です。

「中央省庁業務継続ガイドライン」URL

<http://www.bousai.go.jp/jishin/gyomuukeizoku>



(注) 図中の各数字はガイドラインの項目番号を示す

図3 業務継続計画の策定と運用に係るフローの関係図

# 国土交通省業務継続計画について

## ～ 首都直下地震に備えた取組 ～ 国土交通省河川局防災課災害対策室

### 1 はじめに

6月21日、国土交通大臣を会長とする国土交通省防災会議が開催され、中央省庁として初めてのBCP（Business Continuity Plan）となる「国土交通省業務継続計画」を決定した。業務継続計画とは、民間企業では事業継続計画（BCP）と呼ばれ、予期せぬ事態が発生したときでも、業務が継続できるように定めたもので、国内外の多くの企業で作成されている。

国土交通省は多くの交通機関、ライフライン・インフラ施設を所管しており、我が国の経済・社会活動の継続性確保を図る上で重大な責務を負っている。そのため、平成18年6月の「国土交通省安全・安心のためのソフト対策推進大綱」では、新たな領域への先進的な挑戦の一つと位置づけ、業務継続計画の策定に取り組むこととした。また、平成18年8月「国土交通省防災業務計画」を修正し、発災時の防災対策業務及び業務停止が社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務を継続するための取り組みを推進することとし、これらを受けて本計画の検討を進めた。なお、本計画は内閣府「中央省庁業務継続ガイドライン（第1版）」との連携を図り作業を進めた。

### 2 業務継続計画の検討

中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」では、M7クラスの地震として18タイプを想定している。このうち、都心部に著しい被害を与える「東京湾北部地震（M7.3）」では、震ヶ岡周辺において震度6弱～6強の揺れが発生する。この地震により、停電、断水、ガスの供給停止、通信不通が発生するほか、交通麻痺により、帰宅困難者が発生するなど、首都は甚大な被害を受け、業務の遂行に大きな支障を生じることが容易に考えられる。

計画の検討では、この「東京湾北部地震」を想定災害として前提条件を設定し、業務が停止した場合の影響を評価する業務影響分析を行って継続すべき優先業務を抽出した。業務影響分析では、真に継続が必要な業務を抽出するため、業務が停止した場合に、国民、社会経済活動に、どのように影響を与えるかを地震発生からの経過時間ごとにレベルⅠ（影響は軽微）～Ⅴ（影響が極めて大きい）の5段階で評価を行った。この分析の結果、1か月以内にレベルⅢ以上の影響となる業務を継続すべき優先業務として抽出した。

業務を遂行するため、勤務時間外に発災し、徒歩による参集を想定して参集可能な人員数を把握・検証し、課室単位で職員の確保が困難な場合は局単位での調整を実施した。また、発災時の行動、安否確認、権

限委任といった執務体制を検討するとともに、庁舎・設備や通信、情報システム、備蓄品（食料、水等）の確保、什器の転倒対策、帰宅困難者等への対応、負傷者救護といった執務環境の確保について定めた。

### 3 継続すべき優先業務

抽出された優先業務は、「首都直下地震応急対策業務」と「一般継続重要業務」に分け、継続的に実施を図るものとした。「首都直下地震応急対策業務」では、1時間以内に、情報収集等の初動体制を立ち上げ、出先の機関と連携して、施設被害、交通・輸送運行状況等の情報収集を行い、災害情報の第一報を公表する。3時間以内に「国土交通省緊急災害対策本部」を設置し、省の対処方針を公表する。1日以内に最低限度の緊急輸送基盤を確保するため、広域支援部隊（警察、消防、自衛隊等）の進出のための緊急輸送ルート、空港の一部、一部耐震強化岸壁の供用を行う。3日以内に建築物や宅地の応急危険度判定の広域応援を行う。1週間以内に応急仮設住宅の建設支援等の応急収容活動を行う。2週間以内に大工等で構成される住宅修繕支援隊の派遣調整等の住宅再建・修繕支援を実施し、住居の確保を図る等を定めた。

また、「一般継続重要業務」では、即時に対応しなければ、直ちに国民の生命等に被害が生じる恐れのある運行（航）管理、施設管理を1時間以内に体制を整える。首都圏以外に災害・事故が発生した場合でも12時間以内に対応がとれるよう体制（警戒レベルまで）を整える。許認可業務の処理に関して全国的に影響を及ぼすシステムについて、1日以内に保全・運用を図る。国民の権利・義務に直接・相当程度の影響が生じる許認可業務について、1週間以内に回復させる等を定めた。

### 4 おわりに

国土交通省業務継続計画は、中央省庁として先例のない中、外部の専門家等にも助言を求めながら、いわば試行錯誤の状態で作成作業を進めた。また、本計画は、省内各局の協力の下に作成することができた。この場を借りて関係者には謝意を表したい。

今後は、本計画に基づき、訓練や定期点検を実施し、絶えず業務継続計画を見直すというPDCAサイクルによるスパイラルアップに努め、業務継続力の向上を図っていく必要がある。また、業務継続の実施にあたり、密接に関連する地方機関との関係が重要である。そのため、関東管内の地方支分部局等における業務継続計画を作成するなど、さらなる業務の継続性の確保を目指したい。「国土交通省業務継続計画」URL

[http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/05/050621\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/05/050621_.html)

# 平成19年台風第5号による被害

8月2日18時前に強い勢力で宮崎県日向市に上陸した台風第5号は、暴風と大雨により、各地に大きな被害をもたらしました。

## 台風の概況

7月29日にマリアナ諸島付近で発生した台風第5号は、8月2日18時前に強い勢力で宮崎県日向市付近に上陸しました。台風は北上し、3日1時頃山口県宇部市付近へ再上陸、日本海を北東に進み、4日13時頃青森県津軽半島付近に再度上陸した後、太平洋に進んで、4日21時に日本の東海上で温帯低気圧となりました。

台風の接近・通過にともない各地で暴風となったほか、特に九州、四国地方で大雨となりました。降り始めの8月1日22時から4日24時までの雨量は、宮崎県日之影町見立<sup>みだて</sup>で522mm、大分県豊後大野市温見<sup>ぬくみ</sup>で431mm、愛媛県西条市成就社<sup>じょうじゅしゃ</sup>で359mmを観測しました。

## 主な被害の状況

この台風により、がけ崩れ9件、土石流2件などの土砂災害が発生したほか、5水系6河川で「はん濫危険水位」を超えました。大分県、宮崎県などを中心に、人的被害として負傷者30名、全半壊家屋10棟、床上浸水152棟などの被害が発生しました。

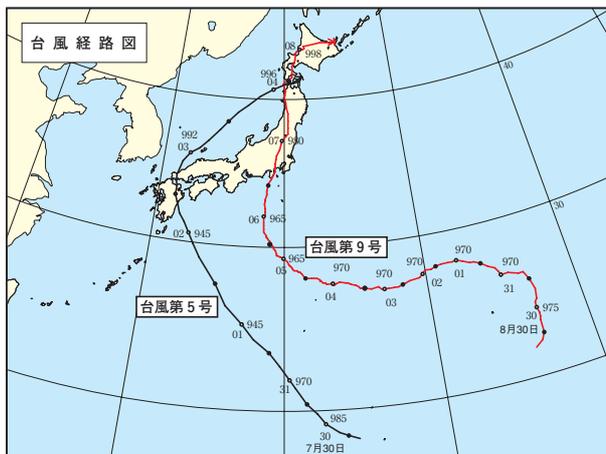
道路については、県管理道路69区間が被災しました(国土交通省調べ：8月28日14:00現在)。

大分県日田市と宮崎県都農町で合わせて152世帯427名に対して避難指示が、また、九州・中国地方を中心とする市町村で、12,870世帯、33,203名に対して避難勧告が発令されました(消防庁調べ：8月28日16:00現在)。

## 人的・住家被害の状況

都道府県名	人的被害(人)			住家被害(棟)				
	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	浸水	
			(重傷)				(軽傷)	(床上)
秋田県			4					
和歌山県			1					
岡山県			2					
広島県			1				1	111
山口県							1	26
徳島県						1		
愛媛県			1			1		3
高知県						1		
福岡県			1					35
佐賀県			4					
熊本県			1	1	4			2
大分県		1	3		4	18	112	218
宮崎県		5	3	2	3	126	38	67
鹿児島県		1	2					
計	0	0	7	23	2	8	150	462

(出典) 消防庁調べ：8月28日16:00現在



台風第5号は確定値、台風第9号は速報値に基づく経路。四角で囲った数字は台風番号である。経路上の○印は傍に記した日の9時の位置と中心気圧、●印は21時の位置で、→は台風の消滅を示す。

出典：気象庁資料

## 政府の主な対応

内閣府では8月2日9:00に情報対策室を設置しました。大分県由布市への給水支援のため、自衛隊が災害派遣され、宮崎県では日之影町に災害救助法が適用されました(適用日8月2日)。



写真提供・宮崎県

■孤立した宮崎県日之影町見立で、要援護者を救助・搬送する消防隊

# 平成19年台風第9号による被害

8月29日15時に南鳥島近海で発生した台風第9号は、9月7日に神奈川県小田原市付近に上陸して日本列島を北上し、関東地方や東北地方に大雨や暴風による被害をもたらしました。

## 台風の概況

8月29日15時に南鳥島近海で発生した台風第9号は、伊豆諸島の西海上をゆっくりと北上し、9月7日午前2時前に神奈川県小田原市付近に上陸しました(P8 台風経路図参照)。

台風の接近にともない、静岡県石廊崎で6日17時7分に東の風54.6m/sを観測、4日から7日にかけて、東京都小川内で694mm、静岡県湯ヶ島で692mmなど、72時間雨量として観測史上1位を記録しました。

その後台風は、関東地方、東北地方に大雨や暴風をもたらしながら北上し、8日午前1時には北海道函館市付近に再上陸、北東に進んで8日15時にオホーツク海で温帯低気圧となりました。

## 主な被害の状況

台風第9号の影響により、多摩川をはじめ6水系9河川では氾濫危険水位を超え、がけ崩れ49件、土石流15件などの土砂災害が計66件発生しました。

被害としては、長野県軽井沢町で死者1名、神奈川県で行方不明者2名、重軽傷者87名、全半壊家屋39棟、床上浸水356棟などが発生しています。

国道1号西湘バイパスが擁壁崩壊のため、神奈川県下で通行止め、高速道路が4区間で被災したほか、長野新幹線、山形新幹線をはじめ、東海・関東・東北地方の在来線が運転中止となりました。

避難指示が岩手県、山形県、埼玉県、静岡県の299世帯、826名に対して、また避難勧告が、北海道、東北・関東甲信越の市町村(宮城県石巻市、群馬県吉井町、東京都世田谷区、神奈川県平塚市、静岡県三島市、清水町など)で、総計27,270世帯、21,100名に対して出されました(消防庁調べ:9月13日16:00現在)。



■各省庁に災害対応を指示する泉防災担当大臣(台風第9号に関する災害対策関係省庁連絡会議)

## 人的・住家被害の状況

都道府県名	人的被害(人)				住家被害(棟)				
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	浸水	
			(重傷)	(軽傷)				(床上)	(床下)
北海道			1				13	2	9
青森県			2	1			37		1
岩手県			2			1	9	3	41
宮城県			2	3	1	3	44	4	91
秋田県							2		
山形県			1	1			36	2	14
福島県				2	1		10	3	15
茨城県			1	9					
栃木県				9			4	2	2
群馬県			4	5	13		21	95	177
埼玉県			4				3	31	29
千葉県			2	10	1	1	120		5
東京都				3			143	3	36
神奈川県		2	4	9		1	47	32	67
新潟県			1						
山梨県						1	1	4	4
長野県	1			1	2	2	8	8	90
静岡県			3	12	1	6	41	167	312
計	1	2	19	68	11	28	539	356	893

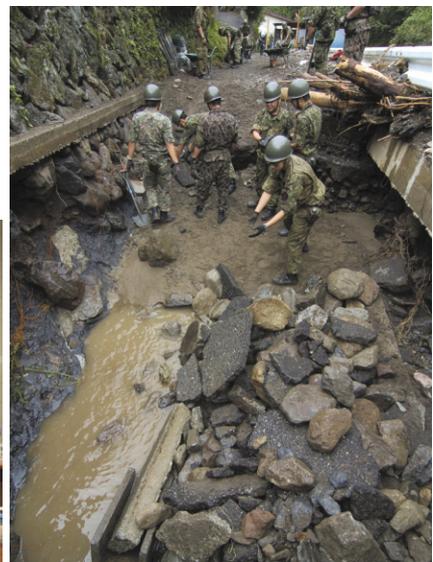
(出典)消防庁調べ:9月13日16:00現在

特に、群馬県下では、道路決壊・土砂流出のため、南牧村などをはじめとする6地区231世帯442名が孤立状態となりました(国土交通省調べ:9月10日7:00現在)。このうち、9月12日までに5地区の孤立が解消されましたが、南牧村大塩沢地区では、9月10日から大雨で、復旧中の道路が再び崩落し、孤立解消は9月13日となりました。

## 政府等の主な対応

内閣府は9月6日9時に情報対策室を設置、9月7日14時に、泉防災担当大臣の出席のもと、「台風第9号に関する災害対策関係省庁連絡会議」を開催しました。

9月9日7時57分に、群馬県知事から自衛隊に対し、災害派遣要請が出され、物資(食糧・飲料水・施設機材)の輸送や給水支援、道路啓開などにあたりました。



■群馬県南牧村大塩沢地区で崩落した道路を修復する自衛隊員

撮影:陸上自衛隊第12旅団

# 新潟県中越沖地震における新潟県の対応

## 新潟県防災局危機対策課

平成19年7月16日、3年前の地震の記憶もさめやらぬ新潟県中越地方は、再び大きな地震に見舞われ、死者11名、重軽傷者1,960名、住家被害約3万9千棟など、大きな被害を受けることとなりました。

### 地震被害の特徴

同じ新潟県中越地方を襲った地震とは言え、3年前の新潟県中越地震と今回の新潟県中越沖地震では、その被害の様相が大きく異なっています。

新潟県中越地震では、「山が動いた」と言う言葉に象徴されるように、中山間地での土砂災害の多発が特徴であり、それに伴う交通途絶や孤立集落の発生、道路やトンネルなどの公共インフラの被害が注目されました。

一方、新潟県中越沖地震は、海辺の地方中堅都市が舞台であり、個人の住宅や商店街、中小企業の被害が中心で、住民の日常生活や企業活動を直撃した地震であったと言えます。加えて、原子力発電所の立地地域であるということで、被災地に止まらず全県的な風評被害が発生したということが特徴となっています。

### 新潟県の災害応急対応

新潟県では、3年前の新潟県中越地震での教訓を基に、災害対策本部組織体制の見直しや情報収集体制の強化など災害対応力強化に向けた取組を実施、または実施中でしたが、今回の地震では、こうした取組が試されることとなりました。

災害対策本部の組織体制は、新潟県中越地震の教訓

から見直しを図り、平時の部局体制をそのまま組み込む構成から、災害時の業務に合わせた7つの部局を臨時に立ち上げる方式に変更したばかりでしたが、中越地震の経験もあったことから、比較的円滑に業務を実施できたと考えています。

新潟県中越地震では、通信手段の途絶による情報収集や状況把握の遅れから対応が後手にまわり、大きな課題となりましたが、今回は、地震発生直後から情報収集要員を現地に派遣し、また、発災当日に現地対策本部を設置するなど、積極的な情報収集と国や市町村との連携にも努めました。

今回の地震では、最大時で約120か所の避難所で1万2千人を上回る方々が避難生活を余儀なくされましたが、各避難所には市町村職員と共に県職員が常駐し、直接避難者ニーズを把握して、必要物資の調整や暑さ対策、福祉避難所の早期開設など、できる限り細やかな避難者対策を講じるよう努めました。

また、海上自衛隊や海上保安庁の艦船による大量給水など海辺であることの地の利を活かした対応も行われました。

### 産官学連携による新たな災害対応支援の試み

今回の災害対応にあたっては、京都大学や新潟大学、富士常葉大学などの学術機関や、にいがたGIS協議会などの民間企業、近畿ブロック各県などから、GISを活用した地図作成や資源管理データベースの作成、家屋被害調査から罹災証明発行に至る一連の業務支援など、幅広いご支援をいただきました。

こうした活動は、今後の災害対応を円滑に実施するための新たな形として注目されるものであり、新潟県としても、各機関・団体の皆さんとともに今後のあり方について検証・検討をしていきたいと考えています。



■大きな被害を受けた酒造会社



■対応にあたる災害対策本部要員

## 海外の災害

海外では、8月から9月にかけて、地震や台風による被害が中南米各地で発生しました。

日本政府では、ペルー共和国で発生した地震災害、ジャマイカやニカラグア共和国で発生したハリケーン災害に対して緊急援助等を行っています。

### ペルー共和国における地震災害

ペルー共和国では、8月15日（水）18時40分（日本時間16日（木）8時40分）、太平洋岸イカ州沿岸部でマグニチュード8.0の地震が発生し、イカ州およびリマ州南部を中心に、死者519人、負傷者1,366人、被災世帯71,890世帯の被害が発生しました（現地時間8月27日23時ペルー政府発表による）。

なお、この地震による津波は日本にも到達し、気象庁では17日13時4分に、北海道から沖縄にかけての太平洋沿岸（東京湾、伊勢・三河湾、淡路島南部を除く）および伊豆、小笠原諸島に津波注意報を発表し、最高で北海道の浦河と和歌山県的那智勝浦町浦神で0.2mの津波を観測しました。

ペルー政府は、15日、リマ州のカニエテ郡およびイカ州全域に非常事態を宣言しました。

8月17日（金）に、わが国政府はペルー政府に対し、初動の支援として、約1,600万円相当の緊急援助物資（テント、毛布、スリーピングマット）の供与を決定しました。また、8月29日（水）には、130万ドル（約1億5,100万円）の緊急無償資金協力を実施することを決定し、仮設校舎（当面は仮設住宅として利用）、仮設トイレ、大型水タンクの購入が予定されています。

### ジャマイカ国におけるハリケーン災害

ジャマイカ国では、8月19日午後（日本時間20日午前）から、ハリケーン「ディーン」がジャマイカ南部海岸沿いを通過し、首都キングストンをはじめジャマイカ全土において、死者3人、避難者約5,000人（家屋を失ったためシェルターに避難）などの被害をもたらしました。現地当局の推定によると、同国の人口の10%強にあたる約20万～30万人が被害を受けたと発表されています。

8月24日（金）に、わが国政府はジャマイカ政府に対し、約1,500万円相当の緊急援助物資（毛布、簡易水槽、プラスチックシート、発電機、コードリール、浄水器）を供与することを決定しました。

### ■ 物資引渡し式のもよう ■



〔ペルー共和国〕

■ペルー国家防災庁エリアス特命大使(左)と石田在ペルー日本大使



〔ジャマイカ国〕

■小畑大使(左)とジャクソン災害対策緊急管理機関局長  
写真提供：国際緊急援助隊

### ニカラグア共和国におけるハリケーン災害

カリブ海で発生したハリケーン「フェリックス」の影響により、ニカラグアの北大西洋自治地域では集中豪雨の被害が発生し、同国政府の発表（9月10日付）によれば、死者は67人、被災者は150,000人以上にのぼり、全・半壊家屋約17,800棟のほか、空港、港湾、通信等のインフラに被害が発生しました。

ニカラグア政府は、9月4日に国家非常事態宣言を発令しました。

9月6日（木）に、わが国政府はニカラグア共和国政府に対し、約1,100万円相当の緊急援助物資（テント、毛布、プラスチックシート、発電機、コードリール）を供与することを決定しました。

### インドネシア・スマトラ南部で地震発生

9月12日20時10分頃（日本時間）、スマトラ南部の深さ約30kmを震源とするマグニチュード8.2の地震が発生しました。また、この地震の震源から北に約200km離れた場所で13日8時49分にM7.8の地震が発生しました（震源は太平洋津波警報センター（PTWC）による）。

この地震によりインド洋の各地で津波が観測されており、インドネシアのパダンで最大1.1mを観測しました。

## 被災者生活再建支援制度の見直しへ検討進む

7月30日に第5回「被災者生活再建支援制度に関する検討会」が開催され、検討会の中間報告がとりまとめられました。

### 検討会の概要

内閣府では、「被災者生活再建支援制度に関する検討会（座長：伊藤滋 早稲田大学特命教授）」を設置し、3月1日（第1回）から、被災者生活再建支援制度（以下「支援制度」といいます。）の見直しに向けて議論を進めています。

第2回以降は、被災自治体など関係者からのヒアリングを行うとともに、平成19年（2007年）能登半島地震の被災地に赴き、被災の実情等を聴取するなど、精力的に検討を重ねてきました。第5回となる7月30日には「被災者生活再建支援制度見直しの方向性について－被災者生活再建支援制度に関する検討会中間報告－（以下「中間報告」といいます。）」がとりまとめられました。

### 検討経過

#### (1) 第1回検討会（3月1日）

支援制度および関連制度の概要、支援制度の施行状況等について事務局からの説明の後、各委員の間で意見交換・議論が行われました。

#### (2) 第2回検討会（5月14日）

前半は、実際に支援金の支給を行った被災自治体など、4人の関係者をお招きして、直接、意見を伺う機会を設けました。

<ヒアリング対象者>

泉田 裕彦 新潟県知事  
 森 民夫 長岡市長  
 小林 郁雄 阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表  
 山崎 登 NHK解説主幹

後半は、関係者の意見を踏まえて、各委員の間で議論が行われました。

※第1回と第2回の検討会については、平成19年5月号（第39号）で詳しく紹介しています。

#### (3) 能登半島地震被災地視察（5月26日～27日）

3月25日に発生した能登半島地震の被災地に赴き、被災者や被災自治体の職員と意見交換を行いました。また、特に被害の大きかった輪島市門前町などの現地



■第4回検討会のようす（溝手前防災担当大臣）

視察を行いました。

#### (4) 第3回検討会（5月28日）

第2回と同様、前半は、学識経験者など、4人の関係者をお招きして、直接、意見を伺う機会を設けました。

<ヒアリング対象者>

浅見 泰司 東京大学空間情報科学研究センター教授  
 永松 伸吾 防災科学技術研究所研究員  
 吉田 浩二 社団法人日本損害保険協会常務理事  
 大川畑文昭 あいおい損害保険株式会社商品開発部火災新種グループ担当部長

関係者からは、「災害対策は事前策を優先し、事前策により被害が最小化されることを前提に事後策を強化する。事前策は自助、共助、公助の順に検討し、それでも防止策がなければ事後策で対処する。このような視点から、全体的な災害対策制度の中で支援制度を位置づけるべき。」「耐震化等の事前対策と支援金等の事後的給付を包括的に行う基金を創設してはどうか。」「地震保険は、法律に基づき政府と民間が共同で実施する制度であり、民間だけで実施するのはリスクが高い。制度目的は被災者の生活の安定に寄与することであり、必ずしも住宅再建を目的とはしていない。」などといった意見がありました。後半は、関係者の意見を踏まえて、各委員の間で議論が行われました。



■能登半島地震被災地視察のようす

## 被災者生活再建支援制度見直しの方向性について

(被災者生活再建支援制度に関する検討会中間報告の概要)

### 支援制度に期待されるもの

- ☆ 被災者一人一人を勇気づけ、自力による生活再建を誘発
- ☆ 地域社会の中核を担う人々が地域に留まって住宅を再建
- ☆ コミュニティ・地域社会の速やかな復興の実現
- ☆ その結果として、全体の公費負担の低減

<ところが、現実には…>

- ◆ 制度が複雑で細かい制約も多い
- ◆ 高齢者を含む被災住民も市町村も申請で多大な負担
- ◆ 上限額と支給実態との乖離
- ◆ 多くの被災自治体が追加的支援を実施
- ◆ 厳しい支援要件が結局は全体として公費負担を増大させていないか?

### 制度見直しで目指すべき方向

- 被災者から見て分かりやすく、被災者の自意識、生活再建意欲を高める制度に
- 被災者に対して支援の気持ちがストレートに伝わるような制度に
- 非常体制となっている被災自治体に過重な事務負担を掛けない制度に
- 全体としての公費負担低減に寄与する制度に

(留意点)

- ・制度のフィージビリティの問題(巨大災害でも破綻しない制度か?)の整理
- ・自助努力の妨げにならないことへの留意

### (5) 第4回検討会(6月29日)

被災者生活再建支援制度見直しの方向性(案)などについて事務局から説明が行われました。各委員からは、「今回の見直しでは、現行制度の速やかな改善を図ることが第一義的に要請されていると考えるべき。」「現行制度は、平常時の発想・制度運用の思想が貫徹していると感じる。災害時とはギャップがあり、それを埋めるためには、シンプル(単純明快)、スピーディ、シンパセティック(被災者の心に添う)の3Sな制度にすべき」といった意見や議論がありました。

### (6) 第5回検討会(7月30日)

中間報告(案)などについて事務局から説明が行われました。当該案について、一部修正を加えることで中間報告としてとりまとめ、広く国民からの意見聴取を行うことについて、了承されました。

### 中間報告について

今般示された中間報告は、現在の支援制度の課題を踏まえて、目指すべき制度改正の基本的な方向性として、「被災者から見て分かりやすく、被災者の自意識、生活再建意欲を高める制度に」「被災者に対して支援の気持ちがストレートに伝わるような制度に」「非常体制となっている被災自治体に過重な事務負担を掛けない制度に」「全体として公費負担低減に寄与する制度に」といった方向性を示すとともに、35項目にわたる見直しの選択肢について、その趣旨・利点と問題点を併せて整理しています。

中間報告は、自然災害の被災者に対する支援はどうあるべきかという問題について国民の関心を高めることを目的としてとりまとめられました。中間報告を通じて、多くの国民が、公助による被災者支援という「受益」と納税者たる国民の「負担」の関係まで含めて、この問題について考え、議論し、今後、検討会に幅広い意見が寄せられることを期待したものです。

### 中間報告に対する意見募集

上記のような趣旨から、中間報告について、各方面からの多様なご意見をお聞きするために、8月3日から9月2日にかけての1か月間、意見募集(パブリックコメント)を行いました。その結果、これまでの災害で被災された方ご本人や被災された方を支援している団体などから、たくさんのご意見をいただきました。意見の内容としては、支援金の使途の拡大や支給対象要件の緩和・撤廃等制度の充実を求める意見などがありました。

### 今後の予定

今後は、パブリックコメントでいただいた意見なども踏まえながら、検討会において引き続き幅広く議論し、本年末に予定している最終報告のとりまとめを目指してまいります。

中間報告や検討会の資料、議事概要は内閣府ホームページの次のURLでご覧になれます。

<http://www.bousai.go.jp/hou/kentou/>

# 平成19年度総合防災訓練



■第1回地震災害警戒本部会議のもよう（官邸）

政府は、毎年9月1日の『防災の日』に、災害発生時の応急対策に関する準備の検証・確認と、国民の防災意識の高揚を図ることなどを目的として、東海地震および首都直下地震を想定し、関係地方公共団体との連携により総合防災訓練を実施しています。

平成19年度における訓練内容は、以下のとおりです。本年度の政府本部運営訓練においては、総理官邸において、内閣総理大臣をはじめ、各閣僚の出席の下、東海地震を想定し、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発出や地震災害警戒本部の設置など、地震予知に対応した政府としての一連の初動対応についての訓練を3年ぶりに実施しました。

## 現地訓練

- 1) 静岡県に内閣府副大臣以下を派遣し、静岡県警戒対策本部との合同連絡調整会議を行うとともに、
- 2) 静岡県総合防災訓練に連携して、以下の訓練を実施しました。
  - ・伊豆半島においては、東海地震の発生に伴う道路・鉄道等の寸断により、多数の滞留観光客の発生が想定されることから、土肥港において、観光客の輸送訓練や、津波により被害を受けた漂流者の救助訓練等を実施しました。
  - ・平成17年度、18年度に引き続き、災害派遣医療チーム（DMAT）が参加しての広域医療搬送訓練

も実施しました。

- ・また、静岡県伊豆市土肥会場に内閣総理大臣（团长）をはじめとする、防災担当大臣・国家公安委員会委員長、防衛大臣、総務大臣、内閣府副大臣を政府調査団として派遣しました。

## 首都直下地震対応訓練

八都府県合同防災訓練と連携して、首都直下地震を想定した広域地震災害応急対策訓練を実施するとともに、さいたま市訓練会場（秋ヶ瀬公園）に、内閣府加藤大臣政務官以下を政府調査団として派遣しました。

## 平成19年度大規模津波防災総合訓練

7月29日（日）に宮城県気仙沼市（気仙沼港）において、大規模津波防災総合訓練（主催：国土交通省、協賛：内閣府）が実施され、内閣府から、丸山前大臣官房審議官が出席しました。

この訓練は、3月20日中央防災会議決定の平成19年度総合防災訓練大綱に位置づけられた訓練です。

宮城県沖でマグニチュード8.2の地震が発生し、沿岸域に大津波を想定した訓練が実施されました。

参加機関は宮城県を中心に約60機関、参加人数は、宮城県などを含め、全体で約1万4千人となりました。

訓練内容としては、津波警報の伝達訓練、水門等の閉鎖訓練、海上漂流者等救助、港湾啓開訓練など多岐にわたり、地震発生後の時間経過に合わせた訓練を実施しました。

# 「防災フェア2007 in きょうと」を開催！！

内閣府は、京都市、防災推進協議会との共催で「防災フェア2007 in きょうと」を8月24日（金）から27日（月）までの間、京都駅ビル周辺を会場に開催しました。この4日間で約14万人の来場者があり、盛況のうちに幕を閉じました。

今年のテーマは、『ひろげよう！「安心・安全」防災ねっとわーく ～ひと・まちの「絆」でつくる安心都市・京都～』として、京都ならではの地域の細やかな取組を中心としたイベントを開催しました。

初日のオープニングセレモニーでは、溝手前防災担当大臣が出席し、いっどこでも起こりうる大災害に対して、家族や地域の「安全・安心」を確保するには、国民一人ひとりが防災意識を高めるとともに、正しい防災知識を身につけ、地域の人々や企業・団体が力を合わせ助け合っていただくことが大切であり、家具の固定などの「日頃からの具体的な備え」の実践を呼びかけました。

会場は、夏休みの最後の週末ということもあり、多くの家族連れの方々がみえました。また、会場が「京都駅」ということから多くの観光客の来場者があり、

特に外国人観光客は、興味深くご覧になっていました。

ステージでは、NHK防災笑百科、防災ビンゴゲームなど多彩なイベントが行われ、子どもたちも楽しそうに参加していました。また、緊急地震速報に対応した起震車の体験学習は、家族連れの長い列ができる人気のスポットでした。ほかにも、全国各地のキャスター101人による「地震防災フォーラム」や「第3回全国防災まちづくりフォーラム」、地元企業の防災活動事例の発表、講演会やパネルディスカッション、映画「ありがとう」の上映会、消防音楽隊によるコンサートなどが行われ、多数の、多様多彩な方々が会場を訪れました。

このフェアのようすは、下記のホームページでご覧になれます。

<http://www.bousai.go.jp/fair2007/>



■内閣府ブースのようす（ぶるくん工作コーナー）



■緊急地震速報に対応した起震車のようす



■会場入口



■会場のようす（京都市消防音楽隊による演奏）

# 「第3回全国防災まちづくりフォーラム」を開催

「防災フェア2007inきょうと」にあわせて8月25日(土)および26日(日)に「第3回全国防災まちづくりフォーラム」を開催しました。このフォーラムは、全国の防災まちづくりに取り組む地域の諸団体、企業、NPOなどの関係者が集い、各地域における防災まちづくりの状況を報告しあい、ノウハウを交換し、相互を励まし合う場とし、永続的な活力を養っていただく機会とすることを目的として平成17年度から開催しているものです。

25日(土)には、活動発表会を内閣府、京都市、板硝子協会、(社)日本損害保険協会および防災推進協議会の共催により、京都商工会議所の後援を得て開催しました。地元京都市をはじめ滋賀県、奈良県、岐阜県、愛知県、東京都から12団体が参加し、地域密着型の防災まちづくり活動の情報発信が行われました。

## ○活動発表会参加12団体（発表順）

- 西大和6自治会連絡会（奈良県上牧町）
- 柏野安心安全まちづくり推進協議会（京都市）
- 名古屋市中村区日吉学区連絡協議会（名古屋市）
- 特定非営利活動法人春日住民福祉協議会（京都市）
- 若葉台自主防災会（滋賀県大津市）
- 光徳地区・大内地区・七条第三地区防災支援ネットワーク（京都市）
- 多摩センター地区連絡協議会（東京都多摩市）
- 京都駅周辺防災ネットワーク協議会（京都市）
- 滋賀県立彦根工業高等学校(滋賀県彦根市)
- 関西木造住文化研究会（京都市）
- 高山市上三之町町並保存会（岐阜県高山市）
- 清水寺警備団（京都市）

この結果も踏まえて、審査員と発表団体相互の投票による審査が行われ、「特定非営利活動法人春日住民福祉協議会」(京都市)が最優秀賞・日本損害保険協会賞を受賞しました。同会の発表では、「住み慣れた



■活動発表会の様子（特定非営利活動法人春日住民福祉協議会）

地域で、いつまでも暮らし続けられる地域づくり」を目標に、長年にわたり住民主導で地域の福祉活動と防災活動を結びつけた「福祉防災マップ」、「春日福祉台帳」などの取組による、地域の見守りと支えあいの活動について報告されました。

そのほか、子供から高齢者までの安心安全活動から家庭内事故対策、地域の環境保全を含めた防災活動などアイデア豊富な活動を展開する「若葉台自主防災会」(滋賀県大津市)が「発案賞」および「最多得票賞」を、自主防災会と隣接の地元企業等が連携して防災訓練などを行う「光徳地区、大内地区、七条第三地区防災支援ネットワーク」(京都市)が「応用賞」を、「おたすけカード」(災害時要援護者台帳)の活用方法や独自の避難用テントを寸劇形式で発表した「日吉学区連絡協議会」(名古屋市)が「表現賞」を、隣接する町内と一体となって貴重な文化財などの防災活動に取り組む「清水寺警備団」(京都市)が「審査員特別賞」を、高校で学ぶ技術を活かし、木造住宅の簡易耐震診断を行う「滋賀県立彦根工業高等学校」(滋賀県彦根市)が「板硝子協会賞」を受賞しました。

また、会場では、参加団体の活動状況に係る展示や旭硝子株式会社の協力による防災ガラスの破壊実演などが行われ、参加者の関心を集めていました。



■活動発表会の様子（名古屋市中村区日吉学区連絡協議会）

翌26日(日)午前中には、「わたしたちの市民安全フェア2007inきょうと」が同実行委員会により開催されました。「災害に強い街『京都』を作るために、企業・市民・行政・ボランティアは何ができるのか…私たちの選択と目標」をテーマとするパネルディスカッション、国際ボランティア学生協会京都支部の皆さんによる防災寸劇、国土交通省近畿地方整備局の協力による京都府総合防災訓練会場の画像伝送などが行われ、企画・運営に携わった皆さんの創意工夫が大いに活かされた催しとなりました。

# 「防災ボランティア活動検討会」を開催

8月26日(日)に、京都市で「防災ボランティア活動検討会」を開催しました。

内閣府では、平成17年3月から、防災ボランティア活動の情報の共有化等のために本検討会を開催し、関係者に話題提供をいただき、防災ボランティア活動に係る諸課題について意見交換を行っていただいています。これまでの議論の成果は「防災ボランティアの情報・ヒント集」などとして取りまとめており、各種の講習などに際して参考とされています。

今回は、のべ4万人以上によるボランティア活動が展開された平成16年台風第23号の被災地の一つであり、また、その経験を踏まえ、平常時から、関係する各種の主体の協働による災害ボランティアセンターが設置されているなど、地域において活発な活動が行われている京都において、「防災フェア2007inきょうと」期間中に併せて開催しました。

今回の会合では、復興支援などの活動に取り組んでおられる最中であるにもかかわらず、輪島市災害ボランティアセンター前にかかわられた櫻井定宗氏（日本青年会議所石川ブロック協議会会長）、新潟県内の被災地支援にかかわっておられる山岸孝博氏（中越復興市民会議代表）に、今年の災害に係るボランティア活動として、能登半島地震と新潟県中越沖地震の被災地における活動の状況をお聞きし、参加者間で共有を図りました。

また、防災ボランティア活動に関する「防災ボランティアの安全衛生」、「県境を超える規模の大災害へのボランティアの広域連携」、「防災ボランティア活動の反省・教訓と活動への反映」といった各種のテーマ毎に分科会を設けました。

これらの分科会においては、熱中症の発生など、被災地での支援活動を踏まえた防災ボランティア活動に係る安全衛生のあり方、広域（災害）ボランティアセンターのあり方、能登半島地震や新潟県中越沖地震等をケーススタディとして支援のあり方などに関し、多くの報告と意見交換が行われました。

最後に再び全体会を行い、分科会の状況報告やそれらに関して交換された意見の共有を参加者全員で図りました。

内閣府としては、こうした会合の機会を活かして、今後とも、各地のボランティア関係者、関係省庁、各地方公共団体、関係機関と連携し、防災ボランティア活動の環境整備に努めてまいりたいと考えています。

話題提供のようす（被災地における活動状況）

○能登半島地震



櫻井さん

○新潟県中越沖地震



山岸さん



参加者提供資料の一部  
(安全衛生のためガイダンスビデオ試作版の映像)



参加者提供資料の一部



意見交換(全体会)のようす

# 緊急地震速報 平成19年10月1日スタート

～ぼくたちのいのちを守る おしらせだ～

(サブタイトルの標語は、「緊急地震速報全国小中学校標語コンクール」小学生の部で最優秀作品に選ばれた、高知県高須小学校4年北岡七海さんの作品)

## 緊急地震速報とは

緊急地震速報は、地震による強い揺れが始まる前に、これから強い揺れがくることを知らせる新しい情報です。

緊急地震速報発表から強い揺れが到達するまでの時間は数秒～数十秒と非常に短いものですが、その間に何らかの対策を取ることができれば、地震による被害の軽減が可能となります。ただし震源の近くではさらに猶予は少なくなり、場所によっては地震の揺れの方が早くなることもあります。

## 周知・広報、利活用推進の取組

政府では、緊急地震速報が地震被害の軽減に有効に活用されるよう、関係省庁が連携して周知・広報活動や利活用の推進に取り組んできました。

気象庁では、緊急地震速報「全国小中学校標語コンクール」を行いました。7月中に全国の小中学生から緊急地震速報の心得に関する標語を募集したところ、約3千件の応募があり、8月22日に優秀作品の表彰を行いました。最優秀作品は、ポスターにも掲載し、全国の公共施設などに掲示されています。

また、緊急地震速報の利活用の取組も進んでいます。7月16日に発生した新潟県中越沖地震の時には、先行的に利用を開始している事業者が、列車を緊急停止したり、建築現場でクレーンの制御・作業員の安全確保

などが図られました。また、試験的な利用を行っている小学校では、体育館で行事を行っているときに、しゃがんで頭を保護するなどの対応がとられました。

集客施設においても、日本百貨店協会などで、緊急地震速報を利用するためのガイドラインの策定が進んでいます。

## 緊急地震速報の訓練

8月下旬から9月にかけての防災週間には、各地で緊急地震速報を利用した訓練が行われました。全国の地方公共団体が主催する訓練や、鉄道などの公共機関、さまざまな分野の企業が実施する訓練などにおいて、緊急地震速報を受信して、実際に列車を緊急停止したり、机の下にもぐったりするような訓練が行われました。

## 緊急地震速報10月1日提供開始

緊急地震速報は10月1日からは、テレビやラジオ、準備の整った施設の館内放送などを使って皆さんへ伝えられるようになります。この他、民間の情報提供会社では、専用の受信端末やパソコンなどへの配信サービスが開発、実用化されており、家庭や企業などにおいて情報を受信できるようになります。また、携帯電話各社においても携帯電話への緊急地震速報の配信に向けた開発が行われています。

さらに、一部の地方公共団体では、総務省消防庁による全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いた防災行政無線により、緊急地震速報が放送される予定です。

## 緊急地震速報を有効に活用するために

緊急地震速報を見聞きした場合には、『周囲の状況に応じて あわてずに まず身の安全を確保する』ことが第一です。大きな揺れが到達するまでに、多くのことをする時間はありません。

緊急地震速報は、適切に利用すれば、地震被害の大幅な軽減も可能とする情報です。しかし、震源に近いところでは、情報の提供が強い揺れの到達に間に合わないことがあるなどの限界もあり、決して万能なものではありません。緊急地震速報をより有効に活用するためには、建物の耐震化や防災訓練の実施など、日頃からの地震対策も不可欠です。

日頃の対策を行うとともに、緊急地震速報の利用の心得を理解して、いざというときに落ち着いて行動することにより、自分や家族の安全を守ることができます。



「緊急地震速報全国小中学校標語コンクール」中学生の部で最優秀作品に選ばれた標語を掲載したポスター。標語は群馬県桐生市立中学校1年浅若万豊さんの作品

### 緊急地震速報とは？

地震をすばやくキャッチし、強い揺れが始まることを数秒～数十秒前にお知らせする新しい情報です。テレビ・ラジオなどを通じて受けられる予定。詳しくは気象庁のホームページ(https://www.jma.go.jp/jma/press/1/1001/1001.html)をご覧ください。

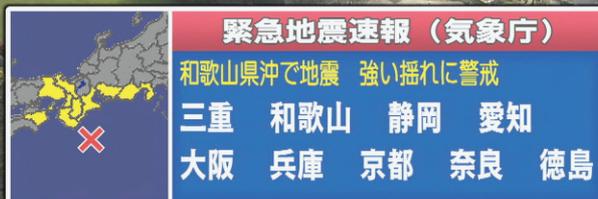


標語は「緊急地震速報全国小中学校標語コンクール」最優秀賞 群馬県 桐生市立中学校1年 浅若万豊さんの作品 国土交通省 気象庁

# 「緊急地震速報」とNHKの災害報道

NHK報道局 災害・気象センター

センター長 福田淳一



「……チャリン、チャリン、緊急地震速報です。強い揺れに警戒してください……」。7月に入ってNHKのテレビやラジオから独特のチャイム音とアナウンスが流れています。気象庁の「緊急地震速報」が10月から広く一般に向けて発

表されることやNHKがどう伝えるかを紹介するスポットやミニ番組です。NHKは6月に国の中央防災会議で「緊急地震速報」の開始時期が表明されたのを受けてスタートさせました。

気象庁が発表する「緊急地震速報」は地震が起きたときの2つの地震波の速度差を利用して、強い揺れが来る前に地震の発生を知らせるといふものです。防災・減災に有効とされ、NHKも公共放送として、地震の被害を軽減できる可能性があるならば放送すべきと判断し6月に表明しました。ただ、強い揺れが来るまでの時間は数秒から数十秒で、震源に近い場合は間に合わないなどの限界もあります。

このため、NHKでは、どう放送すべきか、どう放送することができるか、さまざまな角度から検討し方針を決めました。その結果は、

- テレビ・ラジオのすべての放送波で全国速報。
- テレビ・ラジオは基本的に同一の内容。
- テレビは画面にスーパーで「緊急地震速報」というタイトル、地震が起きた場所、強い揺れへの警戒呼びかけ、強い揺れの対象となる場所を表記。1画面で地図をつける。
- ラジオは番組を中断してアナウンス。
- テレビ・ラジオともに、新しいチャイム音をつけるなどです。

これは災害が大きくなればなるほど、混乱を防ぐためにも同一の情報を全国あまねく、直ちに伝えることがNHKの重要な役割であり、災害報道の基本は「正確、迅速、そしてわかりやすく」であるからです。

今回の情報は、発表されてから強い揺れが来るまでにわずかな時間しかないことから、テレビ・ラジオともに放送するまでを完全自動化し、気象庁からデータが入り次第すぐに放送することができるようにシステムを構築しました。これに伴い全国54の放送局の設備

■NHKテレビの速報イメージ

を改修しました。テレビのスーパーも見た人が一目でわかるように、画面を大きく、しかも1画面で地図を付けたわけです。

チャイム音はNHKの放送技術研究所などと連携を図り、音響福祉工学専門の教授の方に監修をお願いして制作しました。このチャイム音は災害弱者になりやすい高齢者やこども、難聴の方にも聞き取りやすい、どの音域もカバーできる音であること、緊張感を保ちつつ落ち着いて行動できる音であること、電子音があふれている社会でこうした音と区別できることなどの条件の中で、約20種類の音の中から、モニターの方に聞いてもらったりして最終的に絞り込みました。

現在、全国規模でシステム全体の最終テストを繰り返すとともに実際に速報が発表されたときの放送の出し方などの詰めを急いでいます。

10月1日以降、いつ出るかわからない「緊急地震速報」です。NHKとしてもその日に向けて迅速・的確に速報ができるよう万全の態勢で臨みます。

ただ、この情報を有効に活用するためには社会全体がどれだけ理解しているかが大きな鍵となります。「緊急地震速報」を検討する気象庁の検討会などでも情報の発表による無用の混乱をまねくのではないかといった懸念の声も上がっていました。これらの解消には引き続き政府を挙げての周知・広報活動が求められています。

NHKとしても、すでにニュース等で「緊急地震速報」をめぐるさまざまな動きを伝える一方、通常の番組やPR番組でもこの情報の限界や対応の仕方を含めて幅広く取り上げています。

開始まで限られた時間ですが、新たな防災情報、「緊急地震速報」が有効に活用され、防災・減災につながるようNHKも公共放送として引き続き取り組んでいきたいと考えています。

## シリーズ (第1回)

# 一日前プロジェクト

～もし、一日前に戻れたら…私たち(被災者)から皆さんに伝えたいこと～

内閣府では、国民の皆様へ災害へのリスクを認識していただき、「日頃からの具体的な備え」を実践する国民運動の輪を広げるための取組として「一日前プロジェクト」をはじめています。これは、被災から一定期間を経過した被災者や災害対応をされた経験者の方へ集っていただき、「もし、災害の一日前にもどることができたら、あなたは何をしますか」をテーマに、

- ① 被災直後の行動
- ② 体験を通じて上手くいったと思うこと、失敗したと思うこと
- ③ もう一度災害が発生したならば、次はどのように行動したいか
- ④ そのために日頃から何を準備しておけばよかったか

といった本音の話をお聞かせいただき、これらの話から導き出されるさまざまな教訓や身につまされる体験を、1つの短い物語(エピソード)にまとめたものです。

この成果を広く活用・普及させることで、地域のコミュニティや国民一人ひとりに、減災への関心や意識

を高めていただくことを目的としています。

物語は、地域、職場、家庭などさまざまな場面で生まれています。きっとあなたが共感できるものがあるに違いありません。そこで何かを感じとったら、すぐにでも行動に移してみてください。また、ご近所の方や職場の同僚などとこれらのエピソードをもとに、「自分だったらどうするか」など、意見を交換していただいても良いと思います。

本号からシリーズでお届けするこれらのエピソードは、災害被害を軽減する国民運動のホームページからご覧いただけます。また、ホームページに掲載しているエピソードやイラストは自由に活用していただいてもかまいません。

これらのエピソードが、学級通信や町内の回覧板、会社の社内報などにコラムとして連載されるなどにより、広く活用され、より多くの方が減災のための取組に関心を持つ「きっかけ」となることを期待しています。

<http://www.bousai.go.jp/km/imp/>

### ◆ 高い食器を二度割った …… (福岡市 50代 女性) 福岡県西方沖地震 (平成17年3月)

地震が起きた日はちょうど日曜日で、主人はゴルフに行っていました。私は家にひとりぼっちでした。で、着替えてソフトバレーボールの練習に出かけようとしていたら、ワーンと揺れて、うちの食器棚は観音開きだから、扉が左右にダーンと開いて、中の食器がバーッと飛び出しました。

割れた食器を見たら、いつもわりといいのを食器棚の手前の方に置いてあるから、コーヒーカップのセットやらクリスタルのグラスやらが落ちて粉々でした。それに、主人の退職祝いでもらった高い花瓶も割れてしまっているんです。「ああ、残念だったな」と思いました。

なもんで、そんな私をかわいそうに思った友達が、1回目の地震のあと、いくつか食器を持ってきてくださったんです。けど、1ヶ月後の2回目の地震のときに、それもまた割ってしまいました。

最初の地震で大事なものを割ってしまったから、しばらくは食器棚の扉が開かないようにヒモ

でくくりつけていたのに、1ヶ月たったらもう忘れてるんです。



## ◆ 仏壇が3メートルも飛んできた……………

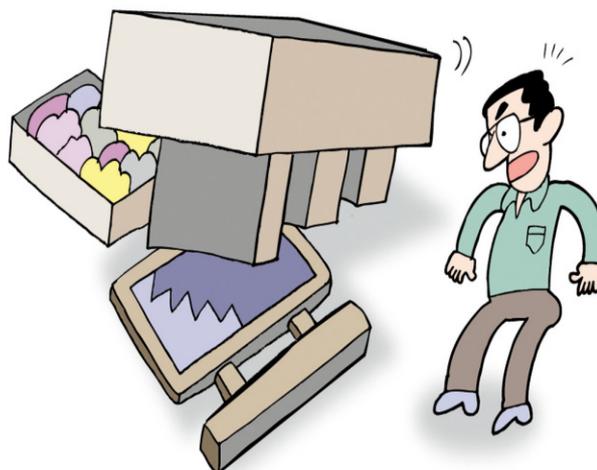
～買ったばかりの大型テレビもタンスの下敷き～

(福岡市 50代 男性) 福岡県西方沖地震 (平成17年 3月)

自宅は6階なんですけど、地震が起きたのは、娘がちょうどお使いから帰ってきて、パソコンでデジカメの編集をしているところでした。すると、ガガガッと何か異様な音がして、仏壇が3メートルぐらい離れた自分のところに飛んできました。娘は、パソコンだけを持って逃げ回っていましたね。

仏壇の修理をしなければと、仏具屋さんに見積もりを出してもらったら600万とかいったので、「接着剤で自分で直す」と言いました。ずっと今でも直しています。

それから、買ったばかりの48インチの大型薄型テレビも、倒れた拍子に倒れてきたタンスの下敷きになってペチャンコになってしまいました。「あれっ、それはないやろう」って。もう、保険なんか全然かけてないですからね。



## ◆ 最初の避難食はホテルのフルコース……………

(福岡市 70代 男性) 福岡県西方沖地震 (平成17年 3月)

小学校が避難所でした。運動場にたくさんの人、地域の人を通りがかった人も避難してきました。それに、隣に大きなホテルがあったのですが、そこから結婚披露宴に参列する人たちが大挙してやって来ました。さてこれからというところだったらいいですね。

で、ホテルから避難所に「差し入れ」として、めったに食べられんようなステーキとか、上等のコーヒーや特別製のケーキなど披露宴のために準備してあったものが、届けられました。

避難してきた皆さんは、だいぶ美味しいものを食べられたわけです。

新郎新婦はウェディングドレスとモーニング、親戚の方々はタキシード姿で、そのまんま逃げてきたんです。その人たちが運動場に立ち尽くしている光景は異様でした。

地震はいつ起こるか分からない、そう実感しました。



# 平成19年防災功労者を表彰

内閣府では、平成19年度防災週間行事の一環として、防災功労者（団体、個人、ボランティア、企業など）を表彰しました。

防災功労者内閣総理大臣表彰は、『「防災の日」及び「防災週間」について』（昭和57年5月11日閣議了解）に基づき、災害時における人命救助や被害の拡大防止等の防災活動の実施、平時における防災思想の普及または防災体制の整備の面で貢献し、特にその功績が顕著であると認められる団体または個人を対象として表

彰するものです。

平成19年防災功労者内閣総理大臣表彰は4個人、11団体が受賞し、9月4日（火）に内閣総理大臣官邸で表彰式が挙行されました。また、防災功労者防災担当大臣表彰は8個人、7団体が受賞し、内閣府本府講堂で9月6日（木）に表彰式が行われました。

## ●平成19年防災功労者内閣総理大臣表彰受賞者●

### ○個人

#### 〔防災体制の整備〕

東京海上日動火災保険株式会社相談役  
樋口 公啓 (神奈川県)  
財団法人放射線計測協会相談役  
沼宮内 弼雄 (千葉県)

#### 〔災害現場での顕著な防災活動〕

〔平成19年能登半島地震における災害活動〕  
山岸医院院長 山岸 満 (石川県)  
石川県赤十字救護奉仕団団員  
北村 裕一 (石川県)

### ○団体

#### 〔災害現場での顕著な防災活動〕

〔平成18年7月豪雨における消防団の災害出動〕  
岡谷市消防団 (長野県)

諏訪市消防団 (長野県)  
辰野町消防団 (長野県)  
さつま町消防団 (鹿児島県)  
薩摩川内市消防団 (鹿児島県)  
菱刈町消防団 (鹿児島県)

#### 〔北海道佐呂間町竜巻災害における消防団の災害出動〕

遠軽地区広域組合佐呂間町消防団 (北海道)

#### 〔平成18年における災害警備活動〕

長野県警察災害警備本部 (長野県)  
北海道警察災害警備本部 (北海道)

#### 〔防災体制の整備〕

東京駅・有楽町駅周辺地区  
帰宅困難者対策地域協力会 (東京都)  
東北福祉大学地域減災センター (宮城県)

以上 4個人 11団体

## ●平成19年防災功労者防災担当大臣表彰受賞者●

### ○個人

#### 〔防災体制の整備〕

吉井 博明 (東京都)  
島崎 邦彦 (千葉県)  
三松 三朗 (北海道)  
中野 直美 (千葉県)  
木下 富雄 (兵庫県)  
松下 恭司 (徳島県)  
山梨 徳治 (大阪府)

#### 〔原子力防災〕

野村 保 (東京都)

### ○団体

#### 〔災害時の防災活動〕

社団法人日本青年会議所北陸信越地区  
石川ブロック協議会 (石川県)  
日本赤十字社石川県支部防災ボランティア  
活動推進連絡協議会 (石川県)  
社会福祉法人湧水町社会福祉協議会 (鹿児島県)

#### 〔防災思想の普及〕

宮城沖電気株式会社 (宮城県)  
福島県立双葉高等学校家庭クラブ (福島県)

#### 〔防災体制の整備〕

泉地区自主防災会連合会 (静岡県)  
朱雀第六学区自主防災会 (京都府)

以上 8個人 7団体

# 激甚災害の指定

## ● 梅雨前線及び台風第4号による災害の激甚災害指定について ●

「平成19年6月11日から7月17日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が、平成19年8月10日に公布・施行されました。

6月11日から7月17日にかけて、日本付近に停滞した梅雨  
 <参考：復旧事業費の見込額(7/30現在)>

農地	農業用施設	林道	合計
31億円	51億円	47億円	129億円

前線と台風第4号の影響により、各地で大雨となり、熊本県や宮崎県、鹿児島県などを中心に大きな被害が生じました。

このため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、政令でこの災害を激甚災害として指定するとともに、適用すべき措置として以下のとおり指定しました。

(法第5条) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置  
 (法第24条) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

## ● 新潟県中越沖地震による災害の激甚災害指定について ●

「平成19年新潟県中越沖地震による新潟県長岡市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が、平成19年8月10日に公布・施行されました。

平成19年7月16日午前10時13分頃、新潟県上中越沖の深さ17kmを震源とするマグニチュード6.8（暫定値）の地震が発生し、新潟県の長岡市、柏崎市、刈羽村と長野県飯綱町で震度6強を、新潟県の上越市、小千谷市、出雲崎町で震度6弱を観測したほか、北陸地方を中心に東北地方から近畿・中国地方にかけて震度5強～1を観測しました。これにより、新潟県を中心に大きな被害が生じました。

<参考：新潟県における復旧事業費の見込額(7/30現在)>

公共土木施設等	農地等	中小企業関係
243億円	17億円	438億円*

(※被害額)

このため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、政令でこの災害を激甚災害として指定するとともに、適用すべき措置として以下のとおり指定しました。

(法第2章) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(法第5条) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置  
 (法第6条) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

(法第12条) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例  
 (法第13条) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

(法第24条) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

このほか、最近の激甚災害の指定状況については、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.bousai.go.jp/gekijin/>

## ● 内閣府(防災担当)人事異動 ●

平成19年8月1日付	新	旧
企画官(参事官(総括担当)付)	太田 秀也 国土交通省大臣官房付(独立行政法人水資源機構用地部補償調整課長)から	岩下 啓希 国土交通省道路局路政課道路利用調整室長へ
平成19年8月27日付	新	旧
参事官補佐(調査担当)(参事官(総括担当)付) 併任大臣官房総務課課長補佐(命:泉国務大臣秘書官事務取扱)	佐藤 弘之 国土交通省国土計画局総合計画課国土政策企画官から	筒井 智紀 国土交通省国土計画局総合計画課国土政策企画官へ
平成19年9月15日付	新	旧
大臣官房審議官(防災担当)	田口 尚文 総務省自治行政局選挙部選挙課長から	丸山 浩司 総務省大臣官房付(同日付け退職)へ

## ◆ 7月～9月の動き ◆

7月30日	被災者生活再建支援制度に関する検討会(第5回)	8月23日	新潟県中越沖地震の復旧・復興対策に関する関係省庁局長会議
8月1日	火山情報等に対応した火山防災対策検討会(第5回)	8月24日～27日	防災フェア2007inきょうと
8月2日	緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進関係省庁連絡会議(第4回)	8月30日～9月5日	防災週間
8月23日	中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(第30回)	9月1日	平成19年度「防災の日」総合防災訓練
		9月4日	平成19年防災功労者内閣総理大臣表彰式
		9月6日	平成19年防災功労者防災担当大臣表彰式

## ◆ 9月～11月の予定 ◆

9月26日	中央防災会議「大規模水害対策に関する専門調査会」(第6回)	10月中旬	火山情報等に対応した火山防災対策検討会(第6回)
9月27日	緊急地震速報の周知・広報及び利活用推進関係省庁連絡会議(第5回)	10月下旬	平成19年度原子力総合防災訓練
10月2日	中央防災会議「首都直下地震避難対策等専門調査会」(第8回)	11月上旬	中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(第31回)

## Contents

### 2 巻頭言

山崎 登 NHK解説主幹

### 4 特集：中央省庁業務継続ガイドラインについて

(寄稿) 国土交通省業務継続計画について

### 8 災害報告

平成19年台風第5号による被害

平成19年台風第9号による被害

(寄稿) 新潟県中越沖地震における新潟県の対応  
海外の災害

### 12 防災の動き

被災者生活再建支援制度の見直しへ検討進む

平成19年度総合防災訓練

「防災フェア2007 in きょうと」を開催!!

「第3回全国防災まちづくりフォーラム」を開催

「防災ボランティア活動検討会」を開催

緊急地震速報 平成19年10月1日スタート

(寄稿) 「緊急地震速報」とNHKの災害報道

### 20 シリーズ「一日前プロジェクト」(第1回)

### 22 トピックス

平成19年防災功労者を表彰

### 23 Information

激甚災害の指定

人事異動

7月～9月の動き

9月～11月の予定



◎地下鉄丸の内線「霞ヶ関」下車  
B3D出口より連絡通路へ

編集：(株) 防災 & 情報研究所

〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町4-7 日本橋エビスビル7F / tel. 03-3249-4120 / fax. 03-3249-7296

URL: http://www.idpis.co.jp/ e-mail: idpis@cd.inbox.ne.jp

※本誌についてのご意見などは (株) 防災 & 情報研究所までご連絡ください。

印刷・製本：社会福祉法人 東京コロニー